



事業、制度など

産後ケア事業の拡充を開始

内容	令和7年度から産後ケア事業の拡充を開始します。
セールスポイント、前回との違いなど	これまでは通所型・訪問型のみの実施でしたが、新たに宿泊型を実施します。 通所型についても、これまで利用できるのは市内施設のみでしたが、市外施設も含めて事業者の公募を行います。 訪問型は、費用負担の軽減を行います。利用回数も1回のみの利用から利用所希望に合わせて全体で7日分利用できるよう変更しました。 産後ケア事業について、詳しい内容は別添資料をご覧ください。
産後ケア事業	○内容 授乳や沐浴など、赤ちゃんのお世話の仕方の相談、授乳に関するお悩み子育てに関する相談、お母さんの休息・体調管理に関すること ※医療行為・託児は行いません。 ○対象 令和7年4月1日以降の出生で、利用時点で座間市に住民票のあるお母さんと赤ちゃん（1歳になる前日まで） ○費用 宿泊型：10,000円／1泊2日（1日延長ごとに＋5,000円） 通所型：1,500円／回 訪問型：1,500円／回 ○利用回数 計7回まで
問い合わせ先	こども未来部 こども家庭課 こども保健係 TEL 046（252）7225 FAX 046（255）3550

